

Honda JAF ロードサービス利用規約

本田技研工業株式会社
一般社団法人日本自動車連盟

このHonda JAF ロードサービス利用規約（以下、「本規約」という。）は、本田技研工業株式会社（以下、「Honda」という。）と一般社団法人日本自動車連盟（以下、「JAF」という。）が提携して行うロードサービスであるHonda JAF ロードサービス（以下、「提携ロードサービス」という。）に関する事項を定めたものです。

第1条（定義）

本規約において用いられる用語の定義は次のとおりとします。

- （1） 提携ロードサービス登録者：Honda Total Careの会員のうち、オプションサービスとして提携ロードサービスに登録されたお客様を言います。なお、車両を保有していない会員であっても、提携ロードサービスへの登録は可能です。
- （2） 提携ロードサービス登録車両：Hondaが製造・販売し、日本国内で使用される四輪自動車であり、提携ロードサービス登録者が提携ロードサービスを受ける対象として登録した車両を言います。なお、登録可能な車両はHonda Total Careの会員登録車両のうちの一台中のみとし、提携ロードサービス登録車両を変更する場合には、Hondaが指定する方法での手続きが必要になります。
- （3） ロードサービス利用者：以下の①及び②とします。
 - ① 提携ロードサービスの適用を受ける車両が提携ロードサービスの適用を受けることができる事由が発生した時点で提携ロードサービス登録者が運転又は同乗する車両である場合における当該ロードサービス登録者
 - ② 提携ロードサービスの適用を受ける車両が提携ロードサービス登録車両である場合における提携ロードサービスの適用を受けることができる事由が発生した時点の当該提携ロードサービス登録車両の搭乗者の総称とします。
- （4） Honda Total Care緊急サポートセンター：ロードサービス利用者が本規約に基づいてロードサービスを要請する場合に、窓口となるHonda運営のコールセンターを言います。

第2条（適用範囲）

1. 本規約は、ロードサービス利用者が提携ロードサービスを利用する場合、その一切に適用されます。

2. 本規約で特に定義されていない用語の定義は、Honda Total Care会員規約（以下、「会員規約」という。）のとおりとします。
3. 本規約に定めのない事項は、会員規約を準用するものとします。

第3条（本規約の変更）

1. Hondaは以下のいずれか1つに該当する場合に、Hondaの裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、ロードサービス利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. Hondaは前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を Honda Total Careのホームページ（URL：<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/terms/>）に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降にロードサービス利用者が提携ロードサービスを利用したときは、ロードサービス利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。提携ロードサービスをご利用の際には、随時、最新の本規約をご参照ください。

第4条（提携ロードサービスへの申込み）

1. Honda Total Care会員は、JAFの個人会員又は家族会員であることを条件に、提携ロードサービス登録者となることができます。ただし、Honda Total Careの会員のうち、法人（官庁を含みます）である者は提携ロードサービスに申込みすることができないものとします。
2. 提携ロードサービスへの申込み時点で、JAFの会員でない場合には、提携ロードサービスの申込みと同時にJAFの個人会員又は家族会員のいずれかの申込みが必要となります。
3. 提携ロードサービス登録者は、申込み時点で本規約及びJAF会員規則の内容を同意したうえで、申込みを行います。

第5条（提携ロードサービス登録の成立）

Honda及びJAFは、前条の申込み後に必要な審査・手続きを行い、次条に該当する場合など当該審査に不合格となった場合には、Honda販売会社の販売店を通じて申込者へ通知します。当該通知が行われない場合、申込み時点に遡って、申込者の提携ロードサービスへの登録が成立するものとします。

第6条（提携ロードサービス登録の拒否）

Honda及びJAFは、第4条の申込みを行った者が、会員規約に定める会員登録拒否事項に該当する場合、又はJAF会員規則への同意のほか、JAF入会に際して必要な同意等が得られない場合は、提携ロードサービスの申込みを拒否することができるものとします。

第7条（登録情報の変更）

提携ロードサービス登録者は、Honda及びJAFに届け出た情報（提携ロードサービス登録車両、住所、連絡先等）に変更が生じた場合、遅滞なくHonda及びJAFの双方に当該変更内容を届け出るものとします。なお、変更の届出がなされない場合、ロードサービス利用者は、提携ロードサービスの一部サービスを受けられない場合があります。

第8条（提携ロードサービスの終了）

1. 提携ロードサービス登録者が理由の如何を問わずHonda Total Careの会員でなくなった場合、提携ロードサービス登録者としての地位を喪失するものとします。なお、この場合であっても、JAFの会員としての地位は存続します。
2. 提携ロードサービス登録者がJAFの会員でなくなった場合、当該会員は提携ロードサービス登録者としての地位を喪失するものとします。なお、この場合であっても、Honda Total Careの会員としての地位は存続します。

第9条（提携ロードサービスの解約）

提携ロードサービスの解約を希望する場合、Hondaが指定する方法により申し出るものとします。ただし、提携ロードサービスを解約した場合でも、JAFの会員としての地位は存続します。

第10条（提携ロードサービス登録者の取消し）

Honda及びJAFは、提携ロードサービス登録者が次のいずれかに該当した場合、当該提携ロードサービス登録者の登録を取り消すことができるものとします。

- （1）本規約のいずれかの条項に違反した場合
- （2）会員登録後に第6条に定める会員登録拒否事項に該当していることが発覚した場合または登録後に該当した場合
- （3）JAF会員規則に定める会員資格の喪失事由に該当することとなった場合
- （4）提携ロードサービスを妨害するなど、Honda又はJAFとの信頼関係を著しく害するに至った場合

第11条（利用料等）

提携ロードサービスの登録及び利用に係る料金は、JAFの会員として負担する入会金及び会費のみとし、その詳細はJAFの「入会金及び会費に関する規則」で定めるとおりとします。

第12条（提携ロードサービスの内容）

1. 提携ロードサービスの内容は、本規約添付の別紙に定めるとおりとします。
2. ロードサービス利用者は、前項に定めるもの以外のサービスを受ける場合、当該サービスに係る実費を別途ロードサービス実施業者に支払うものとします。
3. 提携ロードサービス登録者は、自身以外が提携ロードサービス登録車両を使用する場合、当該使用者に対し、提携ロードサービスの内容を周知するよう努めるものとします。

第13条（注意事項）

1. 提携ロードサービスの提供にあたり、JAFが対応できない場合については、Hondaが指定する他のロードサービス実施業者にて対応する場合があります。この場合、原則として提携ロードサービスと同一のサービスを提供しますが、ロードサービス実施業者によっては一部サービス内容が異なる場合があります。
2. レッカーによる牽引や車両に生じた故障やトラブルに対する応急対応の過程で、車体等に損害等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につきHonda及びロードサービス実施業者を免責とする趣旨の書類に、ロードサービス利用者の署名をいただく場合があります。
3. 提携ロードサービスを提供した後に、提携ロードサービスの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、すべてロードサービス利用者の負担となります。
4. ロードサービス利用者は、提携ロードサービスを受ける際、ロードサービス利用者本人が必ず事前にHonda Total Care緊急サポートセンターへ連絡をするものとし、当該事前連絡がない場合、提携ロードサービスを適用しないものとします。また、ロードサービス利用者本人がロードサービス現場にいたることが、提携ロードサービスを適用する条件となります。

※やむをえない事情によりHonda Total Care緊急サポートセンターへの事前連絡がロードサービス利用者本人にとって困難である場合、ロードサービス利用者本人の承諾を得たときに限り、ロードサービス利用者のご家族または販売店スタッフからのHonda Total Care緊急サポートセンターへの代理連絡を受け付けます。

5. 提携ロードサービスの実施時に、本人確認、及びその他必要な事項を確認するため、会員証、自動車検査証又はその他必要な書類の提示を求める場合があります。
6. 次のいずれかに該当すると認められる場合は、Honda Total Care緊急サポートセンタ

一又はロードサービス現場において、提携ロードサービスのご利用をお断りすることがあります。

(1) 車両がJAFロードサービスの対象外車両の場合

【対象外車両】

- ・車両重量が3,000kgを超え、かつ最大積載量2,000kgを超える自動車
(ただし、これらの自動車であっても、運転席のドアロックの開錠又は燃料切れ時の燃料補給は対応します。)
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車及び二輪車(原動機付自転車を含む。)

(2) 提携ロードサービスの実施が法令違反に該当するか、または法令違反を助長するおそれがあると認められる場合

【お断りする場合の例】

- ・無免許運転、飲酒運転
- ・車検切れ車両
- ・不正改造車及び正規のナンバープレートのない自動車に対するロードサービスの提供等

(3) 提携ロードサービスのご利用又は提供が適当でないと認められる場合

【お断りする場合の例】

- ・車両所有者又はロードサービス利用者の本人確認ができない場合の鍵の開錠
- ・提携ロードサービスを実施することにより高級品、生鮮食料品等の積載物に損害が生じるおそれがある場合
- ・危険物を積載しており、提携ロードサービスを実施することにより危険が生じる恐れがある場合
- ・危険な作業及びJAFが保有する装備・車両等では作業が困難な場合等

(4) 提携ロードサービスの実施場所等が、以下の地域にある場合

- ・提携ロードサービスの実施場所が立入禁止区域、通行禁止区域内等
- ・悪天候、災害等のための冠水、未除雪、道路の寸断等により車両の運行が困難な地域
- ・災害その他の理由により危険の発生が予知される地域
- ・提携ロードサービスを提供していない一部の離島等

7. お客様から搬送をご依頼いただいた時点で車両の状況を確認させていただきます。車両の状況によっては、搬送できない旨を回答させていただく場合がございます。

8. 提携ロードサービスの提供にあたり、一部の費用をお客様にご負担いただく場合がございます。その場合は、提携ロードサービスの提供前に、お客様に費用負担が発生する旨をお伝えし、お客様の承諾を得たうえで車両搬送を実施いたします。

第14条（サービスの内容・変更・廃止）

1. Honda及びJAFは、事前に提携ロードサービス登録者に通知することなく提携ロードサービスの内容の変更・一時停止をすることができ、提携ロードサービス登録者は、これを予め承諾します。
2. Honda及びJAFは、事前にHonda Total Careのホームページ（<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>）で公開することにより提携ロードサービスを廃止することがあります。
3. 大規模な天災や当該天災に起因する事情その他の社会的事情により、救援車両や燃料等の調達が困難であるなどの理由により提携ロードサービスの提供が困難な場合は、一時的に提携ロードサービスの提供を停止することがあります。

第15条（免責事項）

Honda及びJAFは、提携ロードサービスの内容又はその利用によりロードサービス利用者又は第三者が被った損害・損失等に対し、それがHonda又はJAFの故意又は重過失により生じた場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

（付則）本規約は2016年12月1日から発効します。

2016年12月1日制定

2018年 7月19日一部改定

2019年10月14日一部改定

2020年 9月30日一部改定

2023年 2月 1日一部改定

2024年10月 1日一部改定

【別紙】

【提携ロードサービスの内容】

Honda及びJAFが、ロードサービス利用者に対して提供する提携ロードサービスの内容は、次のとおりとします。

(1) JAFがJAFの会員に対して提供するサービス

※なお、作業時間が30分を超えた場合であっても、当該超過時間分にかかる作業料についてはHondaが負担いたします。ただし、部品代・油脂代は、ロードサービス利用者に別途実費をご負担いただきます。

(2) Myディーラー又はHondaが指定する最寄りの販売店への無償搬送

車両が走行不能となった場合、Myディーラー又は走行不能となった地点からHondaが指定する最寄りの販売店（以下、「指定搬送先」という。）へ搬送距離無制限で無償搬送いたします。なお、指定搬送先が営業時間外等の事由により入庫ができない場合は、入庫が可能になるまでの期間（例. 指定搬送先の営業開始日まで）、搬送した車両を無償で保管いたします。ただし、ロードサービス利用者が指定搬送先以外への搬送をご希望された場合には、ロードサービス利用者を実費をご負担いただきます。

※走行不能とは、車両が事故や故障により、自力で移動することができない状態、法令により走行してはいけない状態をいいます。

※電欠・水素欠時は、最寄りの充電・充填スポットまで無償搬送いたします。

※キー閉じ込み、キー紛失、ガス欠、走行に支障のない警告灯点灯は、走行不能に該当せず、無償搬送の対象外といたします。

※車両搬送に伴い、以下のいずれかの費用が発生する場合は、当該費用をお客様にご負担いただきます。その場合は、車両搬送または応急対応を行う前に、お客様に費用負担が発生する旨をお伝えし、お客様の承諾を得たうえで車両搬送または応急対応を実施いたします。

(ア) 救援車両のフェリー料金の片道費用

(イ) 救援車両の有料道路料金の片道費用

(ウ) 救援のために有料駐車場に入らざるを得ない場合の救援車両の駐車場代

※Hondaが指定する最寄りの販売店とは、車両が走行不能となった半径30km以内のHonda販売会社の販売店、もしくは半径30km以内にHonda販売会社の販売店がない場合は、現場から最も近いHonda販売会社の販売店を言います。

※Hondaが指定する最寄りの販売店への搬送後に、修理前においてHondaが必要と認めた場合は、Myディーラー又は、現在の搬送先とは別のHondaが指定する最寄りの販売店に無償で搬送いたします。

(3) ガソリン不足への対応

ガス欠の際に、10リットルを上限にガソリンを無料で補給します。ただし、当該補給を受けることは提携ロードサービスの加入日を起算点とする1年間に1回までとします。また、ご利用に関して、ご自宅や車庫として登録されている駐車場を除きます。なお、ガス欠とは、車両内の燃料を使い切り、走行不能の状態を言います。

(4) ご帰宅・旅行継続等の手段の手配

車両が走行不能と判断され、指定搬送先へ搬送を行う場合、Hondaは、ロードサービス利用者の自宅までの帰宅、又は当初第一目的地（訪問先、予約済みホテル等）までの旅行継続のための次に掲げる代替交通手段及び宿泊を提供します。ただし、Honda Total Care緊急サポートセンターが提示した代替交通手段及び宿泊に限ります。

①バス、列車、飛行機等：それぞれ乗合、普通車、エコノミー・クラスの運賃。

②タクシー：30km以内の移動にかかる運賃。

③レンタカー：指定搬送先への入庫が可能となるまでの利用にかかる料金。ただし、免責保険代、延長代、燃料代、有料道路料金等はロードサービス利用者の負担とする。

④ホテル代：室料、サービス料（消費税込み）。深夜の際に、当初目的地までの交通手段が利用可能になるまでの間、付近のホテル等を手配する。ただし、食事代、クリーニング代、雑費等はロードサービス利用者の負担とする。

※上限金額（ご帰宅・旅行継続費用合計）はロードサービス利用者1名につき5万円（ただし車両1台につき10万円）までとします。

※交通手段の手配、宿泊の手配は、ロードサービス利用者の自宅や提携ロードサービス登録車両の車庫として登録されている駐車場等の、法律で認められている車庫証明のある範囲内で走行不能となった場合には、適用とはなりません。

※上限金額は、消費税を含む総額となります。

(5) 修理後の車両搬送・引き取り

指定搬送先での修理完了後において、指定搬送先がMyディーラー以外である場合、下記の2つからロードサービス利用者が選択できます。

(ア) Myディーラーまたはロードサービス利用者の自宅まで無料にて搬送

(イ) 搬送した車両の引き取りへ向かうときの交通手段の費用負担（往路1名分。合理的な経路をHonda Total Care緊急サポートセンターが提示します）

※(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のサービスを利用の際、提携ロードサービスの無料の範囲内であっても受けられたサービス内容や対応したロードサービス実施業者によってはお客様に費用を立て替えていただく場合がございます。その場合、当該ロードサービスの利用日から6か月以内に、立て替えていただいた費用や内容が分かる領収証をご提出いただき、Hondaに申告いただくことで返金いたします。

(6) メッセージサービス

車両の故障時、ロードサービス利用者の要請に基づき、ロードサービス利用者のご家族、ご

友人、会社等へメッセージをご連絡します。